平成 19 年度第 4 回 箕面市都市景観審議会 議事要旨

日 時:平成20年(2008年)2月6日(水)午前10時~午前12時10分

場 所:箕面市役所本館3階 委員会室

出席者:箕面市都市景観審議会委員(8名)

会長久隆浩氏委員横山あおい氏委員加我宏之氏委員大町凱彦氏委員石川照二氏委員桑原マリ氏委員橋本正正任委員五藤正紀氏

市関係者(7名)

事務局(3名)

傍聴者(5名)

案 件:案件1 景観計画及び(改正)都市景観条例の施行に向けての景観施策の推進について(報告)

案件2 都市景観形成地区の指定について(報告)

案件3 屋外広告物景観形成誘導基準について(諮問)

開会

市長挨拶後、事務局より所定の報告を行い、委員の過半数の出席(9名の委員中8名の出席)を確認し、会議が成立していることを報告した。 その後、案件の審議に入る。

「案件1」景観計画及び(改正)都市景観条例の施行に向けての景観施策の推進について(報告)

市より、景観計画及び(改正)都市景観条例の施行に向けての景観施策の推進についての説明を行った後、意見交換を行った。

<「案件1」の意見交換の内容>

委員: 景観整備機構の指定要件におけるNPO法人と、景観形成補助金の対象となる市 民団体の違いは何か。

市: 景観整備機構に指定されると、啓発や調査研究業務に加えて、建造物の管理や公共施設の整備等、広範な業務を請け負う事が可能となるため、経済的にも自立していること等種々の条件が必要となるため、国が指定する特定非営利活動法人のみが対象団体となる。(いわゆる箕面版NPOは対象外)

一方、これまで良好な景観形成に関する活動を続けてこられた市民団体等に対しては、今後も活動を行っていただけるように市の助成制度を設けている。

委員: 既存の都市景観形成建築物から景観重要建造物に移行する事が前提の制度か。

市: 重複指定は出来ないため、所有者の意向をふまえ、移行するため、全ての都市 景観形成建築物が移行されるものではない。現在、都市景観形成建築物として指 定していない物件についても、直接景観重要建造物に指定することも可能性とし てはある。

会長: 指定の方針など、実質的な内容はほとんど変わらないが、国の助成制度を活用 することや税制面での優遇もあるので、所有者の立場では景観重要建造物に移行 した方がメリットがあるのではないか。積極的に活用してほしい。

委員: 景観重要建造物の候補として、都市景観形成建築物以外に、萱野三平邸等の文 化財指定を受けているものも考えられるが、文化財指定制度とどのような点が違ってくるのか。 市: 国の文化財と景観重要建造物は、根拠法令や趣旨が異なるため、平行して指定 することは可能と聞いている。また一方を解除することが他方に影響することも ない。

会長: 文化財の指定を受けるには、文化財の審議会等の厳しい審査を経た上で、法的な拘束を受けながら、維持管理を行っていく事が課せられるため、非常に重たい制度となっているが、景観重要建造物は、市民の意見や感覚を取り入れて、市民から申し出が出来るのが特徴で、指定に際しての手続きも比較的軽い制度になっている。

会長: 現在景観整備機構を受けている団体は建築士会等の業界団体が大半を占めており、市民団体は少ないので、他市の事例を参考に箕面市でも市民団体を積極的に指定してほしい。

「案件2」都市景観形成地区の指定について(報告)(仮称)彩都粟生中央地区 市より、都市景観形成地区の指定についての説明を行った後、意見交換を行った。

<「案件2」の意見交換の内容>

委員: 彩都は箕面市と茨木市が一体となりまちを形成している。茨木市側の基準はどうなっているのかも踏まえて基準を作るべきではないか。また、パブリックコメントの際は、周辺の資料もあった方が様々な判断ができるので、茨木市側の基準も参考資料として添付してほしい。

市: 彩都全体の景観形成の方向性としては、「彩都(国際文化公園都市)都市環境デザイン基本計画(案)」に基づき詳細にわたっての景観まちづくりが進められている。そして、箕面市では届け出の際に、事業者や設計者との事前協議を行うことや都市景観アドバイザー制度など、協議を重視しており、これまで10年間取り組み、建築計画等に活かしてもらってきた。今後も、事前協議の段階で、各種関連計画を含め、しっかりと説明し、理解していただき、調和のとれたまちなみを誘導していきたいと思っている。

会長: 茨木市において、中高層地区や商業系地区ではうまく景観誘導ができているが、 戸建て地区では難しい部分もある。個々に個人が家を建てると地区に一定のルール があっても個性(ばらつき)が出てくることもある。基準でどこまで定めるかが難 しいところである。

また、茨木市にも要綱に基づいた「景観整備地区」の指定制度があり、箕面市よ

り多くの指定箇所がある。

委員: 色彩の基準の中で「けばけばしい色(彩度の高い色彩)は避け周辺との調和に配慮する。」「山なみ景観に配慮し、低明度かつ低彩度とする。」等となっているが、曖昧な基準であり、もっと、明確な基準とすべきではないのか。

市: 都市景観形成基準には、他に全市を対象とした基準があり、その中では色彩についてもある一定の数値基準を定めている。

会長: 色彩の基準は明確にしにくい部分がある。たとえば、素材によっては同じ色でも 感じ方が違う。自然や石木材と塗装の色はまったく違ってくる。明確な色の基準を 創るのは、まだまだ、試行錯誤の段階である。

委員: 今回、地区指定を行う更に北側の部分はどうなるのか。景観形成地区の指定はしないのか。

市: 今回の指定地区の北側地区は、平成23年以降に事業が進められる地区である。 現時点では明確な事業計画等が定まっていないことから、地区計画や景観形成地区 の指定は行えない。

市: 今回の別冊資料は、1月25日にUR主催による地元地権者を対象とした都市計画地区整備計画の説明資料であり、現在、建築物等に関する事項で、一部変更を検討している。表中の計画住宅地(中高層等)の建築物の敷地面積の最低限度を、5000㎡としているところを2000㎡に変更したいと考えている。これは、建築物は一敷地一建物が原則であり、個別の建築確認申請上の敷地面積の考え方と一団地設計の面積の考え方の差で、地区計画の基準を建築物の予定棟数を考慮しておく必要があることからです。

「案件3」屋外広告物景観形成誘導基準について(諮問)

市より、屋外広告物景観形成誘導基準についての説明を行った後、意見交換を行った。

<「案件3」の意見交換の内容>

委員: 171号線沿いの田んぼや畑に、自己の敷地のものではない看板が多く設置されている。大阪府の条例では禁止されているそうだが、箕面市の屋外広告物景観形成 誘導基準の実効性はあるのか。

会長: はじめに整理しておくと、まず設置そのものについては、大阪府の屋外広告物条

例の範囲になる。内容やデザインについては、本案件の箕面市屋外広告物景観形成 誘導基準の範囲となる。

市: 広告物を設置する際、大阪府の許可を取る必要があるが、その前に箕面市の都市 景観条例に基づく届出・協議を行ってもらっている。

大阪府屋外広告物条例では、広告物の設置は届出業者による設置としているが、 現在は未届け業者が無許可で行っている場合もあると聞いている。

景観計画及び(改正)都市景観条例及び、屋外広告物景観形成誘導基準をこの4月から施行するにあたり、届出等の制度について周知・啓発が重要と考えている。そこで、案件1でも説明をさせていただいたが、特に事業者向けの周知啓発として、 箕面商工会議所や、大阪建築士事務所協会と連携し、講演会や講習会の開催、また会報等への掲載などを実施し、周知に努めているところである。

会長: 簡易除却等の業務は市に委任されているのか。

大阪府では、市民の方も一緒に撤去をする片づけ隊という組織があり、かなり効果を上げている例がある。

市だけに任せるのではなく、市民のボランティアや地域の人が中心となり活動されているところが他にもある。

市: 大阪府では、撤去対策協議会等で活動もされているが、不法に設置されているの ぼりやチラシを対象としており、野立ての看板までは想定していない。

市としては、府に積極的に対策を検討していただけるよう、強く申し上げている。 また、市民の気運の盛り上げも必要と考えている。

委員: 基準は、市民が共通の理解ができるような表現が必要ではないか。

また、この基準は本当に守られるのかと思う。今までもガイドラインで指導して きたというが、守らない人が多い。守りやすい基準でないと意味がないのではない か。

会長: 基準が良くないのか、運用が良くないのか、まずそれを見極めなければならない だろう。基準が悪いのであれば、基準を変えていく必要があるし、運用が悪いので あれば、どのように運用していくのがよいのか考えていく必要がある。

委員: まちの雰囲気に合わない広告物は、良くないと思う。

委員: 歴史的まちなみが壁面広告 20 m³まで認めているのはやはりおかしいと思う。

市: 歴史的まちなみについては、まず、取り付け壁面の 20 分の 1 であること、かつ、 20 ㎡を超えないという基準であり、壁面の 20 分の 1 でかなり制限できると考えている。

この度の基準については、ガイドラインで約10年間運用してきたことを踏まえて、明記した方が良い部分については、明記してきた。そして従来のガイドラインより指導しやすくなるよう検討してきた。

委員: 照明の基準については、さまざまなタイプのものがあるので、電球とせず、光源 の方がよいのではないか。

広告物については、基準だけでは、なかなか取り締まれないものである。やはり、 住民の力は欠かせないだろう。他市の例だが、地域の方の取り組みにより、はみ出 し看板をやめさせた例がある。基準と運用は切り離せない。まちを見守る体制が大 切である。

会長: 広告物についてアドバイスする時に、事業者の方にとっては、目立たせたいとの 思いから、相反することが多い。これまで市でも、事業者に理解していただくよう、 ねばり強く関わるなどしながら、運用してきたことも事実である。

委員: まちなみ別基準の自然景観地区の基本方針に、宣伝広告をなくし、との表現があるが、なぜこのような表現なのか。

市: わかりにくい箇所については、検討する。

本日いただいたご意見につきましては、表現に誤解のないよう市で、もう一度検 討させていただく。

会長: 諮問案件であるので、審議会として答申を行う必要がある。今回の基準について 文言の時点修正は行われるとして、基準として定めることについてはこれで異議が ないか。

(異議無し)

会長:異議がないので、諮問原案を妥当として、後日答申を行う。

以上